

---

Nagasaki Univ.

# 談合情報対応 マニュアル

2026年7月1日  
財務部 経理調達課

---

## TABLE OF CONTENTS

---

01	目的	P3
02	談合情報の確認	P4
03	委員長への報告	P6
04	調査基準	P7
05	入札執行前の談合情報への対応	P8
06	入札執行後の談合情報への対応	P10
07	公正取引委員会への通報等	P12
08	独占禁止法又は刑法に違反した場合の措置	P13

---

---

# 01

## 目的

---

### [目的]

「長崎大学物品購入等契約公正入札調査委員会要領」第10条に基づき、調査基準等をマニュアルにより定める。

### [参考] 長崎大学物品購入等契約公正入札調査委員会要領

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

---

# 02

## 談合情報の確認

---

### [談合情報の確認]

1 入札に付そうとする，又は付した契約案件について談合情報の提供を受けた役職員は，可能な限り当該談合情報の提供者に対し次に掲げる事項を確認した上で，直ちに当該契約案件を取り扱う事務局(室)を経由して，委員会の事務を担当する部(以下「担当部」という。)に電話等により通報しなければならない。

- (1) 談合情報を受けた日時
- (2) 情報提供者の身元，氏名及び連絡先
- (3) 契約案件名
- (4) 入札(予定)日時
- (5) 落札予定者及び落札金額
- (6) 談合が行われた日時及び場所
- (7) 談合に関与した者
- (8) 落札予定者の決定方法
- (9) 通報を受けた役職員名
- (10) 情報提供の手段(電話，書面等)
- (11) その他談合情報に関する事項

---

# 02

## 談合情報の確認

---

2 談合情報の提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

3 入札に付そうとする、又は付した契約案件について入札談合があると疑うに足りる事実を得た役職員は、次に掲げる事項を確認の上、直ちに当該契約案件を取り扱う事務部(室)を經由して、担当部に電話等により通報しなければならない。

**(1) 契約案件名**

**(2) 入札(予定)日時**

**(3) 談合があると疑うに足りる事実の内容及び証拠**

**(4) その他談合があると疑うに足りる事実に関する事項**

---

# 03

## 委員長への報告

---

### [委員長への報告]

担当部は、談合情報の確認が、「02談合情報の確認」第1項の要領により行われた場合は、[談合情報報告書](#)(別紙様式1-1)に、「02談合情報の確認」第3項の要領により行われた場合は、[談合疑義事実報告書](#)(別紙様式1-2)にまとめ、速やかに委員長に報告しなければならない。なお、報道機関により入札談合に関する情報を把握した場合も、[談合情報報告書](#)(別紙様式1-1)にまとめ委員長に報告するものとする。

---

# 04

## 調査基準

---

### [調査基準]

談合情報に係る調査は、当該談合情報の内容から契約案件が特定又は推測されるときで、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 談合に関する物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたとき。

(2) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなきとき。

(3) 落札予定者名の情報又は次に掲げる事項のうち2つ以上の情報が含まれているとき。

- ① 落札予定額
- ② 談合に関与した者
- ③ 談合が行われた日時及び場所

(4) 談合に参加した当事者以外知り得ないと思われる情報(前号①から③までに掲げる情報を除く。)が含まれているとき。

(5) 前各号のほか特に調査が必要であると認められるとき。

# 05

## 入札執行前の談合情報への対応

### [入札執行前の談合情報への対応]

委員会は、入札執行前に談合情報の提供があった場合又は役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、「04調査基準」により調査を要すると判断した場合は、原則として、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

#### (1) 公正取引委員会への通報

- ① 委員会が定めた担当部の連絡担当者を通じ、直ちに談合情報の提供があった旨又は役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た旨を公正取引委員会へ通報するとともに、[談合情報報告書](#)(別紙様式1-1)又は[談合疑義事実報告書](#)(別紙様式1-2)(以下「談合情報報告書等」という。)の写しを送付すること。

#### (2) 事情聴取

- ① 委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員を集め、入札参加者を個別に面談室等に呼び出して聴き取り調査を行うこと。なお、事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとし、事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。
- ② 事情聴取を行うに当たっては、入札参加者に対し積算内訳書等の提出を要請することができること。
- ③ ①による事情聴取の内容は、[事情聴取書](#)(別紙様式2)に記録するものとし、当該[事情聴取書](#)(別紙様式2)の写しを連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ送付すること。
- ④ 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮した上で、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。
- ⑤ 入札執行日又は入札参加者が未定である場合その他前各号の定めにより難しい事情がある場合には、当該契約案件の影響等を考慮し、委員会において実施時期及び方法を協議の上、適切に対応すること。

# 05

## 入札執行前の談合情報への対応

### (3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札執行の延期又は取りやめをするとともに、その旨を連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ通報すること。この場合において、入札の執行を延期した場合で、既に入札書及び積算内訳書等を受領しているときはそれらを保管し、入札の執行を取り消した場合は公正取引委員会への通報に併せてそれらの写しを送付すること。

### (4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、入札談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書(別紙様式3)を提出させるとともに、入札執行後に、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した上で、入札を行うこと。この場合において、当該誓約書(別紙様式3)の写しは、連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ送付すること。
- ② 入札を行う場合は、全ての入札参加者に対し、第1回目の入札に際し、積算内訳書等を提示するよう要請すること。ただし、積算内訳書等の提出を求めることとしていない入札の場合においては、発注の遅れによる影響、積算内訳書等のチェックの必要性等を考慮の上、積算内訳書等のチェックを行わずに入札を執行するか、入札日を延期して執行するかのいずれかにより対応すること。
- ③ 入札に際しては、積算担当者(当該契約案件の積算内容を把握している役職員をいう。)が立ち会い、積算内訳書等を詳細に確認すること。
- ④ 積算内訳書等の確認の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、前号の要領により対応すること。
- ⑤ 入札終了後に、入札調書又は入札結果一覧表(以下「入札調書等」という。)の写しを連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ送付すること。

# 06

## 入札執行後の談合情報への対応

### [入札執行後の談合情報への対応]

委員会は、入札執行後に談合情報の提供があった場合又は役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、「04調査基準」により調査を要すると判断した場合は、原則として、次の各号に定めるところにより対応するものとする。

#### (1) 契約締結以前の場合

- ① 公正取引委員会への通報：連絡担当者を通じ、直ちに談合情報の提供があった旨又は役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た旨を公正取引委員会へ通報するとともに、併せて談合情報報告書等の写し及び入札調書等の写しを送付すること。
- ② 事情聴取：「05入札執行前の談合情報」(2)事情聴取①から③までの要領によること。
- ③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応：事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とするとともに、その旨を連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ通報すること。
- ④ 談合の事実があったと認められない場合の対応：事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札を行った者全員から誓約書(別紙様式3)を提出させた上で、落札者と契約を締結するとともに、当該誓約書(別紙様式3)の写しを連絡担当者を通じ、公正取引委員会へ送付すること。

# 06

## 入札執行後の談合情報への対応

### (2) 契約締結後の場合

- ① 公正取引委員会への通報：前号①の要領によること。
- ② 事情聴取：「05入札執行前の談合情報」(2) 事情聴取①から③までの要領によること。
- ③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応：事情聴取等の結果，明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は，契約の履行期限等を考慮して，契約を解除するか否かを判断の上，対応すること。この場合において，契約を解除した場合は，その旨を連絡担当者を通じ，公正取引委員会へ通報すること。
- ④ 談合の事実があったと認められない場合の対応：事情聴取等の結果，談合の事実があったと認められない場合は，入札を行った者全員から誓約書(別紙様式3)を提出させるとともに，当該誓約書(別紙様式3)の写しを連絡担当者を通じ，公正取引委員会へ送付すること。

---

# 07

## 公正取引委員会への通報等

---

### [公正取引委員会への通報等]

- (1) 公正取引委員会への通報等は，公正取引委員会が指定する様式により行うものとする。
- (2) 連絡担当者は，前項による公正取引委員会への通報等とは別に，必要に応じて，談合情報の対応について文部科学省へ連絡するものとする。

# 08

## 独占禁止法又は刑法に違反した場合の措置

### [独占禁止法又は刑法に違反した場合の措置]

誓約書(別紙様式3)の提出にもかかわらず、その後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に違反があったと認められるときは、極めて悪質な行為とみなし、取引停止期間を加重して措置するものとする。

### [参考 1] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

### [参考 2] 刑法

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

## 談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日時	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	・個人 ・報道機関 ・匿名 ・その他 (不明を含む。)  ・会社名 : ・役職 : ・氏名等 :
受信者	・所属 : ・職名 : ・氏名等 :
情報手段	・電話 ・FAX ・電子メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
本件照会先	・所属 : ・職名 : ・氏名等 :

※適宜、参考資料を添付すること。

## 談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日時	年 月 日 ( ) 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た役職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇部〇〇課</li> <li>・担当：</li> <li>・職名：</li> <li>・氏名等</li> </ul>
受信者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属：</li> <li>・職名：</li> <li>・氏名等：</li> </ul>
情報手段	・電話 ・ F A X ・電子メール ・書面 ・面接 ・報道
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	

※談合があると疑うに足りる根拠を示す資料を添付すること。

## 事情聴取書

(案件名) :

(会社等名) :

(事情聴取を受けた者) :

(事情聴取者) :

(日時) :       年   月   日 ( )   時   分

(場所) :

事情聴取項目	対象者の回答内容
1. 本件の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2. 本件について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。	
(上記2. で「あります」の意の回答があった場合) 3. あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。	

# 誓約書

年 月 日

国立大学法人長崎大学

学長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

会社名

代表者名

印

担当者名

今般の の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律等を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。